日進市災害時要援護者地域支援制度について

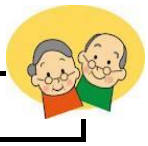
～広げよう！地域の助け合い～

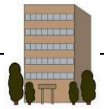
≪制度の概要≫

市では、大規模な災害が発生したとき、周囲からの支援が必要なお年寄りや障害のある方など（災害時要援護者）に対して、地域による助け合いがスムーズに行われるよう、地域ぐるみの支援体制づくりを進めています。









≪災害時要援護者の範囲　**※在宅の人が対象です。**≫

①65歳以上のひとり暮らしの人
②65歳以上のみの世帯の人
③要介護状態区分3から5の人
④第一種身体障害者
⑤療育手帳を持っている人
⑥その他避難に支援が必要な人

≪制度への登録≫

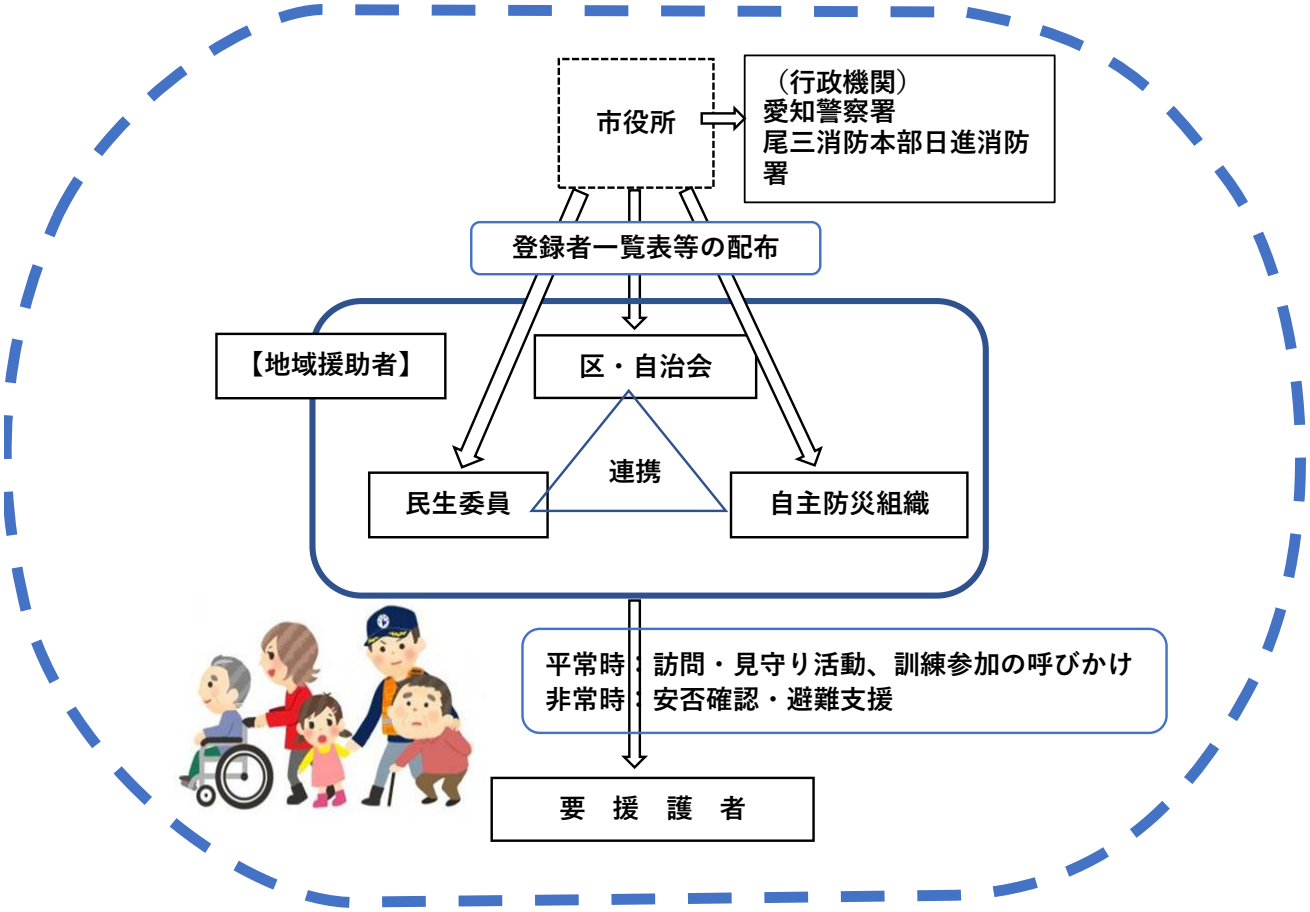
①市役所へ申請書を提出してください
②障害などの理由で申請書への記入が困難な場合、又は申請が困難な場合は、代理記載及び代理申請が可能です。
※申請書は上記各関係窓口のほか、市ホームページからもダウンロードできます。
③申請いただいた情報に基づき、登録者一覧表を作成し、各地域で支援にあたる方（区・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等）及び愛知警察署、尾三消防本部日進消防署に情報提供させていただきます。
④登録後、転居等で住所が変わったり、内容に変更がある場合や登録を取り止める場合は、変更・廃止届を提出してください。

関係窓口	**【提出先】** 地域福祉課　0561-76-0103 介護福祉課　0561-73-1495(介護保険) **【制度に関する問合せ先】** 防災安全課　0561-73-3279

問い合わせ先
〒470－0192　日進市蟹甲町池下268番地
日進市役所　総務部　防災安全課
TEL:0561－73－3279　　FAX:0561－74－0258
Eメール:bousai@city. nisshin. lg. jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ:https://www.city.nisshin.lg.jp/kurashi/sumai/bosai/chiiki/6628.html

（裏面）地域の援助体制【事例】

●地域の援助体制　【事例】



≪お願い≫

大規模災害時に、市、警察、消防をはじめとする行政機関や消防団などが行う公的支援には限界があります。

この制度は、普段からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害時要援護者は、地域の善意により支援を受けるものであるため、登録によって災害時における支援が保障されるものではありません。また、災害時に地域の援助者が支援を行うにあたっては、決して責任を伴うものではありません。

このような趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、普段から災害に備えるとともに、区・自治会への加入や積極的に隣近所の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。